

福島県立医科大学附属病院臨床倫理に関する方針

平成24年6月制定

令和4年6月改定

臨床倫理に関する基本方針

福島県立医科大学附属病院職員は、患者さんに寄り添い、充実した人生を送ることができるように、生活の質（QOL）を維持（向上）し、生涯を通して、その人らしく人生を全うできるような医療を提供するため、下記の項目を行動目標とします。

- 1 患者さんの人権を守り、自己決定権を尊重するために、十分な説明と話し合いを行い、医学的適応を確認しつつ、患者さん、及び可能な限りその家族と協同して診療方針を決定します。
- 2 患者さんの信条・宗教をできる限り尊重し、患者さんの意向に沿った医療を提供します。
- 3 医療・倫理に関する法規を遵守し、最新の医学的知見に基づいた公平かつ公正な医療を提供します。
- 4 患者さんの安全を守るため、診療の質やプロセス、医療行為の妥当性を検証します。

本院における臨床倫理的課題への対応方針

1) 臨床研究への対応

医療の発展のため、医の倫理に則った臨床研究を行います。新たな医療を試みる際には、患者さんの人権を守り、関係法令を遵守して、本院で定められた審議を経た上でその審議結果に従い、医療を提供します。

2) 人生の最終段階における医療（医療の差し控え、DNAR※等）

人生の最終段階を迎えている患者さんの医療・ケアは、本人の意向を尊重するため、本院で定めた手順に従い、本人・家族と医療チームとの十分な話し合いにより方針を決定します。

3) 信仰等の理由により輸血を拒否する患者さんへの対応

本人の意向を踏まえ、病状に応じた適切な医療および輸血の必要性について十分説明のうえ、本院で定めた指針に従って、治療方針を決定します。

4) 臓器提供・移植、遺伝学的検査、生殖補助医療等については、関係法令・ガイドライン等を遵守し、医学的妥当性・適切性が担保された医療を提供します。

※ DNAR：心肺蘇生を試みても回復の可能性がない状況では心肺蘇生を行わないこと